

中小企業診断士制度のQ & A集

平成21年2月
中小企業庁経営支援部
経営支援課

現行の中小企業診断士制度につきまして、これまで頂戴いたしました多くのお問い合わせ等を参考にQ & A集を作成いたしました。

「中小企業診断士を目指される方」、「新規登録される方」、「登録事項に変更があった方」、「更新登録をされる方」、「診断業務の休止を検討されている方」に御留意願いたい点等について記載しておりますので、御一読いただければ幸いです。

なお、中小企業診断士の登録における申請書等の様式集につきましても、別途、中小企業庁のホームページに掲載いたしておりますので、御活用願います。

《中小企業診断士を目指される方》

中小企業診断士試験制度

Q 1 . 中小企業診断士試験の主な特徴は何ですか。

A 中小企業診断士試験は、第 1 次試験と第 2 次試験があります。

第 1 次試験では、中小企業診断士として必要な学識について、「経済学・経済政策」のほか計 7 科目に分け、択一方式のマークシート方式で実施されます。原則として、総点数の 6 0 % 以上であって、かつ満点の 4 0 % 未満の科目が一つもない場合に第 1 次試験合格となります。

この第 1 次試験には、科目合格制が導入されています。第 1 次試験が不合格となった場合であっても、受験科目のうち科目合格基準（原則として科目の満点の 6 0 % 以上）を満たしている科目については、「科目合格」となり、翌年度及び翌々年度の試験を受験する際、あらかじめ申請することにより、その年の試験における該当科目が免除されます。つまり、3 年間のうちに 7 科目の試験にすべて合格すれば第 1 次試験合格となります。

ただし、第 1 次試験の受験申込みの際に、科目合格している科目の免除申請を行わない場合は、科目免除とはなりません。仮に残っていた科目すべてに合格しても、科目合格している科目の免除申請を失念し当該科目の試験を欠席した場合、当該年の当該科目は不合格となり、その年の第 1 次試験は合格となりませんので十分に御注意ください（Q & A の 4 も併せて御覧ください。）

また、第 1 次試験の科目すべてに合格し第 1 次試験合格となった時点で、それまでの科目合格による科目免除の権利はなくなり、再度第 1 次試験を受験する必要が生じた場合には、すべての科目を受験し直す必要があります。

第 2 次試験は、第 1 次試験合格者を対象に中小企業診断士として必要な応用能力について、4 事例を取り上げて、筆記方式と口述方式で実施されます。第 1 次試験合格者は、第 1 次試験に合格した年と翌年の第 2 次試験を受験することができます。この第 2 次試験には第 1 次試験のような科目合格制は導入されておりません。

なお、第 2 次試験を受験する代わりに中小企業基盤整備機構が実施する養成課程又は国に登録された登録養成機関が実施する登録養成課程を受講し修了することにより、中小企業診断士として登録することができます。概要は、後述の〈中小企業診断士養成課程〉の Q & A を御覧ください。

毎年の中企業診断士試験の試験概要等につきましては、4 月に公表されますので、詳細を御確認ください（試験公告は官報掲載、試験案内は（社）中小企業診断協会が配布）

Q 2 . 昨年、第 1 次試験に合格し、第 2 次試験は不合格だった。今年度の第 2 次試験は受験できるのか。

A 受験できません（第 2 次試験は、当該年度又はその前年度に実施された第 1 次試験に合格した者に限り、受けることができます。（旧制度（平成 1 2 年度まで）で新第 1 次試験に相当するものの合格者については、Q & A の 7 を御覧ください。）。さらに、養成課程又は登録養成課程の受講も可能です。例えば、第 2 次試験受験後に開講されているものがあれば受講は可能です（第 1 次試験合格から翌年度末以内に受講が開始されるものに限りです）。

Q 3 . 科目合格となった科目を翌年度も受験できるのか。

A 受験できます。ただし、免除としての取扱いにはなりませんので、たとえ他の科目すべてが合格したとしても再度受験した科目が不合格となった場合は、その年の第 1 次試験合格となりませんので御注意ください（詳しくは次の Q & A を御覧ください）。

Q 4 . 科目合格した科目の免除を申請しなかった場合の取扱いはどうなるのか。

A 科目合格した科目の免除は、受験者の申請により免除されますので、免除を希望する場合は必ず免除の申請をする必要があります。なお、事前に免除の申請がなかった科目については、再度、受験することになりますので十分に御注意ください（科目合格後 2 年目に免除申請を行わず不合格又は受験し不合格となっても 3 年目に免除の申請は可能です）。

（参考）

受験パターンと第 1 次試験の合格

科目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
経済		免	×	
財務		×	免	
経営	×		免	免
運営		免	免	
法務	×		免	免
情報	×	×		免
中小		免	免	

合格科目
 × 不合格科目
 免 免除申請科目

 第 1 次試験合格となる年度

Q 5 . 第 2 次試験合格後の実務補習とは何か。

A 第 2 次試験合格後、中小企業診断士の登録を行うためには、登録の条件として 15 日以上の実務に従事すること、又は、実務補習を受講することが必要となります。実務は、既に中小企業診断士である方が行う経営診断と同等の業務を実施していただく必要があります(既に中小企業診断士である方と共に行うグループ診断でも可)。また、現在、実務に従事する機会のない方又は実務の経験が無い方などを対象とする実務補習は、(社)中小企業診断協会で行われています(実務補習は、診断又は助言する中小企業者 1 企業につき 5 日間で、3 企業分の受講で 15 日間)。なお、実務補習の日程やカリキュラムの内容等については、(社)中小企業診断協会のホームページ等で御確認ください。

http://www.j-smeca.jp/contents/005_jitsumuhoshu.html

Q 6 . 実務補習と実務従事を組み合わせて登録条件の 15 日以上を満たすことは可能か。

A 可能です。例えば、実務補習を 10 日間受講し、診断実務に 5 日以上従事することで登録条件を満たすことは可能です。この場合、実務補習修了証書(原本)と実務従事の証明書(原本)を新規登録の申請書に添付してください。

Q 7 . 旧制度(平成 12 年度まで)で新第 1 次試験に相当するものに合格している者は、どのようになるのか。

A 平成 12 年度以前の制度で新第 1 次試験に相当するものに合格している者(平成 13 年度以降に第 2 次試験を受験した者を除く。また、平成 13 年度以降の新第 1 次試験に合格し、第 2 次試験を受験した場合も除く。)については、1 回に限り第 2 次試験の受験又は中小企業基盤整備機構の養成課程若しくは国に登録された登録養成課程の受講が可能ですが、第 2 次試験と養成課程又は登録養成課程の複数を受験又は受講することはできません。

< 中小企業診断士養成課程 >

Q 1 . 中小企業大学校の養成課程とはどのようなものか。

A 中小企業大学校の養成課程は、以下のような特色があります。

受講資格は、中小企業診断士試験の第 1 次試験合格者及び旧制度(平成 1 2 年度まで)で新第 1 次試験に相当するものに合格した者(詳しくは 中小企業診断士試験制度 の Q & A の 7 を御覧ください。)となります。

(1) 養成課程の科目構成は、演習・実習を中心としたものとなります(知識の習得のための座学ではありません)。診断士として必要な実践能力を修得するものとして、科目は大きく、経営診断 と に分かれており、経営診断 の修了判定において一定の基準レベルに達していない者は、その時点で経営診断 には進めず、退校となります。経営診断 においても修了判定を行い、一定の基準レベルに達していない者には修了証が発行されません。

(2) 養成課程の期間は、半年程度です。

Q 2 . 昨年度に第 1 次試験に合格しているが、養成課程を受講することができるのか。

A 受講することができます(ただし、第 1 次試験に合格した翌年度末までに受講を開始することができる場合のみです)。

Q 3 . 登録養成課程とは、何か。

A 登録養成課程は、中小企業大学校の養成課程と同等の内容で実施できる等の一定の登録基準を満たしている民間研修機関等が、国に登録を申請し、登録された機関が実施する中小企業診断士の養成課程です。

なお、登録養成機関については、別途、中小企業庁のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>

Q 4 . 養成課程や登録養成課程は、選別試験等があるのか。

A 選抜試験の実施の有無、内容等については、実施する各機関の自主性に任されており、何らかの選別を実施することもあり得ます。

《新規に登録される方》

Q 1 . 新規に中小企業診断士に登録するためにはどうしたらいいか。

A 以下の書面を中小企業庁経営支援部経営支援課 中小企業診断士担当まで送付ください(送付にあたっては、配達記録郵便等(平成21年3月1日以降は、「特定記録郵便等」)の利用を奨励いたします。(別途、中小企業庁のホームページに掲載しております各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>))。

(1) 「中小企業診断士登録申請書(様式第1)」

(2) 又は のいずれか。

第2次試験合格証書(原本)と15日以上の実務又は実務補習を証する書面(原本)

養成課程又は登録養成課程の修了証(原本)

(3) 住民票等

新規の申請に当たっては、申請者本人の氏名(登記上の文字(正字))が確認できる住民票(御本人の抄本で結構です。)等の公的な証明書(鮮明なものであれば(写)で結構です。)を添付していただくよう御協力をお願いしています。

事務処理は原則として、申請を受理した翌月の1日付け(土・日・祝祭日の場合は翌日)で行い、その約1ヶ月後までに官報に掲載(登録番号と氏名)するとともに御本人に登録証を配達記録郵便(平成21年3月1日以降は、「簡易書留郵便」)で郵送いたします。

なお、事務処理は中小企業庁に申請書が到着した後に行う都合上、月末に申請書類を発送された場合で、到着が処理日(毎月1日付け(土・日・祝祭日の場合は翌日))に間に合わなかった場合には、翌々月の処理とさせていただきますこととなりますので、予め御了承ください。

申請書類提出先はP20を御覧下さい。

《登録事項に変更があった方》

Q 1 . 登録事項に変更があったがどうすればいいか。

A 氏名、自宅住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、「中小企業診断士登録事項変更届出書（様式第6）」に変更箇所のみを記入し、中小企業庁経営支援部経営支援課 中小企業診断士担当まで送付ください（送付にあたっては、配達記録郵便等（平成21年3月1日以降は、「特定記録郵便等」）の利用を奨励いたします。別途、中小企業庁のホームページに掲載しております各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>)。

ただし、氏名変更の場合は、氏名の変更（新・旧）が分かる戸籍抄本等公的証明書及び 中小企業診断士登録証を必ず添付してください。

なお、登録事項の変更届出を怠りますと、中小企業庁からの制度改正等に関する重要な御案内等を受けとれないといった事態が予想され、最悪の場合「登録が削除されてしまう等」の思わぬ不利益を被る可能性がありますので、変更が生じた都度、必ずお届け願います。

休止中の方も、同様に届出が必要です。ただし、氏名変更の場合に中小企業診断士登録証はすでに返却を受けておりますので、添付は不要です。
申請書類提出先はP20を御覧下さい。

Q 2 . 登録事項の変更届出を忘れていたので、更新登録申請と同時に登録事項変更届出をしたいが、更新登録申請書に変更後の氏名、自宅住所、勤務先、勤務地を記載できるので、更新登録申請だけをすればよいか。

A 変更が生じた都度、お届けを願いたいところではありますが、失念されていて、更新登録申請に併せて変更を必要とする場合には、氏名変更以外の変更（自宅住所、勤務先、勤務地）であれば、「中小企業診断士登録申請書（様式第1）」に変更後の自宅住所、勤務先、勤務地を記載いただければ結構です。

ただし、氏名に係る変更は官報においてこれを公示する関係上、「中小企業診断士登録事項変更届出書（様式第6）」による届出が必要です。

《更新登録をされる方》

Q 1 . 中小企業診断士の登録を更新するためにはどうしたらいいか。

A 中小企業診断士の登録の有効期間は5年です。更新登録をするには、有効期間内に以下の(1)、(2)の両方の要件を満たし、経済産業大臣に更新の申請をする必要があります。

- (1) 「知識の補充」に関する要件(5年間で5回以上)
- (2) 「実務の従事」に関する要件(5年間で30点以上)

更新登録の申請は、「中小企業診断士登録申請書(様式第1)」、上記(1)、(2)を満たしたことを証する書面(原本) 中小企業診断士登録証を、中小企業庁経営支援部経営支援課 中小企業診断士担当まで送付ください(送付にあたっては、配達記録郵便等(平成21年3月1日以降は、「特定記録郵便等」)の利用を奨励いたします。別途、中小企業庁のホームページに掲載しております各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>))

なお、「(1)、(2)を満たしたことを証する書面」(様式18、19、20等)につきましては、書面を入手された都度ではなく、更新登録申請の際にまとめて御提出いただくものですので、それまでは各自の責任にて保管してください。

申請書類提出先はP20を御覧下さい。

Q 2 . 更新登録の「実務の従事」に関する要件とは、どのようなものか。

A 更新登録するために満たすべき実務要件は、以下のとおりです。

- (1) 中小企業に対する経営診断(経営課題の相談、助言)の実務が要件となります。実務1日を1点としてカウントします。1日あたりの時間の制限はありませんが、中小企業に出向き、直接、経営者等に経営診断を行った日をカウントし、単なる調査・分析は実務要件の実績とはなりませんので御注意ください。また、セミナー講師や執筆活動も実務要件の対象とはなりませんので御注意ください。なお、診断実務の要件にカウントできるもののうち、平成18年3月以前は民間で行う経営診断は対価を得るものに限られていましたが、平成18年4月以降は、この対価の要件は削除されましたので、有償無償に限らず経営診断実績の対象となります。例えば、金融機関等に勤務する登録診断士が行う融資先中小企業に対する経営改善のためのアドバイス等の経営診断や、製造業に勤務する登録診断士が下請企業等の工程管理の改善等の指導を行う場合など、経営診断の対価を得

ないものも更新要件の実務にカウントすることが可能です。ただし、省令施行以前（平成18年3月以前）の実績を証明する際は旧省令に基づき、対価要件が必要となりますので、御注意ください。

- (2) また、窓口相談業務については、1日分を合計5時間以上とし、窓口相談業務の実態に合わせて連続する時間ではなく、例えば、4時間の窓口相談業務を8日行った場合、総時間数である32時間を5時間で除した整数部分である6を点数(6点)としてカウントすることが可能です。ただし、平成18年3月以前の旧省令に基づく場合は1日6時間以上連続で行ったもののみが更新要件の実務になりますので、御注意ください。

これまで実務要件の取得のために実施されていた実務能力更新研修は、平成18年4月以降廃止されていますので御注意ください。

Q 3 . 更新の申請はいつ行うべきか。

- A 原則、更新の申請は診断士の有効期間の満了となる一月前から受付をしております(例えば、有効期間が平成16年9月1日～平成21年8月31日の場合、平成21年8月1日より受け付けます。)。なお、事前にこちらから更新申請の通知等は行っておりませんので、各自の責任でお願いします。なお、有効期間を満了した段階で更新の申請がない場合には、自動的に登録簿から削除されますので御注意ください。また、有効期間の残り期間が長期の段階での更新の申請を受け付けることはできませんので併せて御注意ください。

更新対象者の方が多年度末(3月31日)が有効期間の満了の方へは、誠に勝手ではありますが、更新処理の遅延防止等の観点から、別途、早期申請をお願いしているところでもあります。(その都度、中小企業庁のホームページに掲載しております。<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>)

Q 4 . 診断実務の対象となる中小企業の基準は何か。

- A 更新要件の実務の対象となる中小企業者は、中小企業支援法に定義される中小企業者(個人事業主、小規模事業者、創業予定者等を含む。ただし、医療法人、普通銀行、NPO等特別の法律によって設立される者(中小企業支援法第2条第1項第4号及び第5号に規定する者を除く。)は対象になりません。)となります。なお、これは診断士としての普段の活動を制限するものではなく、更新要件を確認する際に必要となる診断助言業務実績証明書記載の場合のみの適用基準です。

P19の「参考：中小企業の範囲」を御覧下さい。

Q 5 . 診断助言業務実績証明書の証明者は、支店長や所長でもよい。

A 実施機関が発行する診断業務実績証明書の場合は、診断助言業務に携わる診断士の雇用管理責任者（公印等を押せる方）の公印やその職の印（個人印、ゴム印を除く。）による証明としてください。なお、支店長や所長が雇用管理の責任者であれば、必ずしも代表者の証明でなくても結構です。また、受診企業から診断業務実績証明書を発行してもらう場合も、代表者では困難な場合、役員又は支店、事業所の責任者のその職の印（個人印、ゴム印を除く。）による証明でも結構です。

Q 6 . 診断の相手先企業名については、業務上守秘義務が掛かっているため診断業務実績証明書の受診企業名を匿名としてもOKか。

A 診断業務実績証明書は、更新要件の確認のためのみに使用するもので、他の目的に使用することはありませんし、守秘義務に係る診断助言内容までの記載を求めていますので、原則として受診企業名の記載は必要ですが、診断先が「再生支援を受けている」、「経営再建中である」、「新事業準備中で自社の動きを知られたくない」等、匿名としなければならない特段の事情がある場合には、その事由を記載した書面を診断業務実績証明書に添付することで、匿名とすることができます。

ただし、一般的なコンサル契約等での守秘義務条項は該当しませんので、御注意ください。なお、更新時に提出される診断業務実績証明書は、更新要件の確認以外に使用することは無く、一定期間、国で管理された後、他の公文書と同様に適切に処分されるため通常外部に出ることはありません。

Q 7 . 勤務する企業での診断・助言活動も実務の範囲と見なせるとのことだが、どのような活動が対象となるのか。

A 例えば、

1 . 金融機関や証券会社、一般企業等に所属し、関係先中小企業に対して、以下のような支援を実施した場合

製造業における下請企業への経営指導活動

卸売業におけるリテールサポート等の提案活動

金融機関における財務診断・助言・改善への顧客指導

異業種への提案・連携への活動支援

取引先企業に対する情報化投資、営業活動に関するコンサルティング

関連会社が新規事業を起業する際の組織作り、会社設立指導等

2 . 所属する企業が中小企業であり、以下のような活動を実施した場合

所属企業の業務プロセス革新に向けた提案活動

所属企業の経営革新に向けた活動

所属企業の財務診断、改善のための提案活動

Q 8 . 勤務する企業での診断・助言活動の実績証明は、誰がするのか。

A 取引先中小企業に対する診断・助言については、原則として相手方中小企業の代表者（代表者では困難な場合、役員又は支店、事業所の責任者）のその職の印（個人印、ゴム印を除く。）による証明となりますが、勤務先企業の雇用管理責任者（公印等を押せる方）の公印やその職の印（個人印、ゴム印を除く。）による実施機関としての証明でも可能です。なお、支店長や所長が雇用管理の責任者であれば、必ずしも代表者の証明でなくても結構です。また、所属する中小企業内での活動については、雇用管理責任者（公印等を押せる方）の公印やその職の印（個人印、ゴム印を除く。）による受診企業としての証明をもらってください。なお、支店長や所長が雇用管理の責任者であれば、必ずしも代表者の証明でなくても結構です。

診断助言業務実績証明書（様式18～20）のうち、どの様式を使用するかについては、Q & Aの14を御覧ください。

Q 9 . 大企業に勤務し、現在は、関連会社の中小企業に出向しているが、出向先企業での経営改善等に対するコンサルティングを、更新要件の実務とすることは可能か。

A 出向先企業が中小企業であれば、実務実績にカウントすることは可能です。ただし、社長（もしくは代表者）として経営される立場での出向の場合は、実務実績にカウントすることはできません（詳しくは次のQ & Aを御覧ください）。

Q 10 . 診断士である社長が自らの会社を診断した場合は、更新要件の実務とすることは可能か。

A 社長は、御自身の会社を経営される立場にあり、診断士としての中小企業に対する診断・助言活動というより、経営者としての経営診断・経営判断を常に行う立場の方です。中小企業診断士は中小企業経営者（受益者）に対する助言・提案等（支援、協力者として）の活動を行う者としての位置付けですので、自らの経営判断を実務の実績としてカウントすることはできません。

Q 11 . 専用の窓口相談を開設しているが、電子メールでの相談も受け付けている。電子メールでの相談は更新要件の実務とすることは可能か。

A 専用の窓口相談を開設し、かつ電子メールでの専用の窓口を設けている場

合、窓口相談業務の実績として更新要件の実務とすることが可能です。その場合の相談業務への換算は、1通/2時間としてください。なお、1日(1点)への換算は、窓口相談業務と同様に、5時間/1日です。

Q12. 海外に進出している中小企業に対する進出国でのコンサルティングは、更新要件の実務とすることは可能か。

A 更新要件の実務は、原則として国内の中小企業者に対する診断・助言活動を対象としておりますが、海外に進出した企業(現地での規模は問いません)が国内中小企業の現地法人であれば、その事業所・店舗等に対し、診断士として診断・助言(企業内診断を含む)した場合には、実務実績にカウントすることは可能です。ただし、その際には実績証明書に海外進出した国内中小企業の現地法人であることが分かる書類を添付してください。

なお、海外現地法人が小規模であっても、出資先が国内中小企業でない場合は、実績として認められませんので御注意ください。

Q13. JICAから委託等を受け、海外協力の一貫として現地中小企業の診断、助言や相談等の業務に従事したが、更新要件の実務とすることは可能か。

A 可能です。現地企業に対して行った診断、助言及び相談業務については、日本国内で行った場合と同様に、企業現場での診断、助言日数をカウントするか、又は、相談窓口業務について5時間を1点として実務実績にカウントしてください。なお、その際の実績証明は、JICAから取得してください。

Q14. 企業の診断を行ったが、診断助言業務実績証明書のどの様式で証明を取ったらよいのか。

A 診断助言業務実績証明書の様式の使い分けは以下のとおりです。

様式18: (1) 公的な機関などから派遣され診断を行った場合

(2) コンサルティング会社等に勤務しており、所属先から派遣されて診断を行った場合

(3) 企業内での診断活動のうち取引先等に対して実施した診断活動について、証明書を診断先から発行してもらうのではなく、自らが所属する雇用管理責任者などから発行してもらう場合

様式19: (1) 診断先企業から証明書の発行を受ける場合

(2) 企業内で経営者に対し、自社の経営改善等の提案を行った場合

様式20: (1) 窓口相談業務1日5時間以上を実施した場合

Q 1 5 . 理論政策更新研修は、年に 1 回しか受講できないのか。年に何回かまとめて受講することはできるのか。

A 年に 1 回といった制限はありません。ただし、実施機関によっては、1 年間の研修内容が同様のケースもありますので、同一年に数回受講される場合は、効果的な知識の補充となるよう内容を確認のうえ、受講を申し込まれることをお勧めします。

<平成18年4月の制度改正による更新登録の経過措置について>

Q1．平成18年4月の制度改正により、更新の際の要件として必要な実務に従事する日数（点数）が増えたが、経過措置はあるのか。

A 平成18年4月の制度改正により、更新要件に必要な実務に従事する日数（点数）が、5年間で30日（30点）以上となりましたが、制度が改正された平成18年4月1日時点で登録有効期間の経過途中にある登録者については、以下のとおり、適用される要件が緩和される経過措置が設けられています。なお、この経過措置には平成18年3月31日までに満たした要件（実務に従事した日数及び実務能力更新研修の受講により取得した点数）は、緩和される要件に含めることができます。

更には、平成18年3月31日までに、旧制度での更新に必要な実務の要件（9日以上又は9点以上）を満たしている登録者については、次回の更新登録に限り、更新要件である実務要件を満たした者として扱われます。

なお、新たな知識の補充要件については、制度の見直しはありませんので、従来どおり研修等を登録有効期間内（5年間）に5回を満たすことが必要です。

中小企業診断士としての登録日	次回更新登録に必要な要件	
	「新たな知識の補充要件」	「実務の従事要件」
(1) 平成13年5月1日～平成14年4月1日の登録者	5回	6点
(2) 平成14年5月1日～平成15年4月1日の登録者	5回	12点
(3) 平成15年5月1日～平成16年4月1日の登録者	5回	18点
(4) 平成16年5月1日～平成17年4月1日の登録者	5回	24点

(注)平成17年5月1日以降の登録者は、「新たな知識の補充要件」5回と「実務の従事要件」30点となりますので十分御注意ください。

Q2．更新要件に必要な実務のポイント（30点）を既に取得しているが、経過措置で、必要なポイントが少なくてよいこととなっている。多く取得したポイントは、次の登録有効期間分として持ち越すことができるのか。

A 持ち越すことは、できません。次回の更新要件に必要な実務のポイントは、新たに更新した有効期間である5年間のうちに取得したものに限りません。なお、更新に必要な実務ポイントの要件は、30点ではなく「30点以上」となっております。

《診断業務の休止を検討されている方・休止をされた方》

<更新登録の特例措置について>

Q1．平成18年4月以降に新たに設けられた更新登録の特例措置とは、どのような措置か。

A 平成18年4月以降、登録される診断士の方のうち、所属する企業での勤務部署の異動等により、当面、経営診断実務に従事することができない者等に対し、実務の休止を申請することにより、更新登録有効期間の時間経過を一定期間止めることができる特例措置が新たに設けられました。

【特例措置の概要】

1．登録有効期間内に診断の実務に従事することを休止する旨の申請を行うことで、休止申請日の翌月1日から15年間を限度に登録有効期間の時間経過を止める（休止）ものです。登録簿には引き続き名前は残ります。

再開後の登録の有効期間は5年ではありません。 休止を検討されている方は、再開後の初回更新登録を念頭にお早めに申請されることをお勧めします。なお、休止確定日は休止の申請を行った日の翌月1日です。で、有効期間が満了する日の前月中（月初が有効期間の満了日の方は、前々月中）までに申請をされなかった場合、休止確定日が有効期間内に存在しないこととなるため、当該休止申請を受理することはできませんので、十分余裕を持って申請願います。

（休止申請の最終期限の例）

- ・有効期間 = 平成16年10月1日～平成21年9月30日
遅くとも平成21年8月31日までに休止申請が必要
- ・有効期間 = 平成16年11月1日～平成21年11月2日
遅くとも平成21年9月30日までに休止申請が必要

2．実務の再開後の「残りの登録の有効期間」は、休止の申請を行った日の翌月1日から起算し、休止の申請を行う前の登録の有効期間が満了する日までの期間となります。つまり、「休止の申請を行う前の登録の有効期間（5年＝60月）」から「休止が確定する日までに経過した期間（月数）」を除いた「残りの期間（月数）」となります。また、実務再開後の初回更新登録に必要な更新要件には、再開申請をする際に満たした要件及び休止申請以前に取得している実務の要件を加えることができます。

再開後の残りの登録の有効期間 =

5年(60月) - {休止が確定する日までに経過した期間(月数)}

(再開後の有効期間の例)

- ・ 休止の申請を行う前の登録の有効期間 = 5年(60月) =
平成16年4月1日～平成21年3月31日
- ・ 休止申請日 = 平成19年6月20日
- ・ 休止確定日 = 平成19年7月1日(休止の申請を行った日の翌月1日)
- ・ 休止が確定する日までに経過した期間(月数) =
平成16年4月1日～平成19年6月30日 = 39月
- ・ 実務の再開申請日 = 平成20年11月25日
- ・ 実務の再開登録日 = 平成20年12月1日

再開後の登録の有効期間 = 60月 - 39月 = 21月

平成20年12月1日～平成22年8月31日

3. 休止期間内に実務に従事することを再開する場合には、再開を申請する前3年間で以下の要件を満たすことが必要となります。

< 満たす必要がある要件 >

一定の知識の補充として理論政策更新研修の修了等を5回以上行ったこと。

試験合格者と同様に実務に15日以上従事したこと又は実務補習を15日以上受講したこと。

4. 再開後の初回更新登録に必要な更新要件は、次のとおりです。

知識の補充(5回/5年)については、再開申請に必要な要件を満たしたことでクリア

実務に従事する要件(30点/5年)については、再開の申請のために満たした15点を差し引いた残り15点を満たすことが必要となります。
なお、休止申請以前に取得している実務に従事した点数を、含めることができます。

Q2. 診断業務の休止をするためには、どうしたらいいか。

A 休止申請の際は、中小企業の経営診断業務休止申請書(様式第4)と中小企業診断士登録証を、中小企業庁経営支援部経営支援課中小企業診断士担当へ送付してください(送付にあたっては、配達記録郵便等(平成21年3月1日以降は、「特定記録郵便等」)の利用を奨励いたします。別途、中小企業庁のホームページに掲載しております各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>))。

なお、休止申請を受理した後に、実務の再開の申請ができる旨の書面を別途交付します(受理した翌月の1日付け(土・日・祝祭日の場合は翌日)で事務

処理し、その約1か月後までに配達記録郵便(平成21年3月1日以降は、「簡易書留郵便」)で郵送されます)。

申請書類提出先はP20を御覧ください。

Q3．休止を申請し、再開する場合、登録番号は変更されるのか。

A 登録番号の変更はありません。

Q4．休止中は「中小企業診断士」を名乗ってもよいのか。

【注：緩和しました。】

A 業務再開申請可能期間中 であれば、相手方に誤解を与えないよう、中小企業診断士としての経営診断の業務を休止している旨を伝えていただくことを条件に、「中小企業診断士」と名乗ったり、名刺や履歴書に記載することは可能です。ただし、再開又は再開申請をせず業務再開申請可能期間を超えた場合にあつては、中小企業診断士の登録が消除されますので、それ以降は名乗ったり、名刺や履歴書に記載することができなくなりますので、御注意ください。

休止の際に交付される「中小企業の経営診断の業務 再開の申請可能証書」に記載の期間をいう。

Q5．休止中であっても更新研修を受講することはできるのか。

A 再開するための要件の一つですので、当然に受講可能です。

Q6．休止申請したが、再開の申請をしない場合は何らかの手続きが必要か。
また、再開申請可能期間が過ぎてしまう際に案内はあるのか。

A 再開の申請をしない場合は、特に手続きは必要ありませんが、再開の申請ができる期間(休止申請日の翌月1日から起算して15年以内)を満了した段階で再開の申請がない場合は、自動的に消除されます(更新登録のように消除後1年以内の再登録の措置はありません)。

また、再開申請可能期間の満了については、特に案内はいたしません。休止申請の際に交付した「中小企業の経営診断の業務再開の申請可能証書」に記載される期間を注意し、自己管理してください。

なお、休止期間中に自主的に休止中の資格を消除することは可能です。その際は、登録中と同様の手続き(登録証の添付の代わりに「中小企業の経営診断の業務再開の申請可能証書」を添付してください)を行ってください。

Q7．休止中であっても登録事項に変更があった場合には変更届が必要か。

A 必要です。休止制度では、登録簿に診断実務を休止中である旨を記載するだけで、登録簿上から削除することはありません。よって、登録事項に変更があった場合には、届出の義務があります。変更届の方法等については、《登録事項に変更があった方》のQ&Aの1を御覧ください。

参考：中小企業の範囲

中小企業支援法及び同法施行令において、中小企業の範囲を次のように定義しています。(個人事業主、小規模事業者、創業予定者等を含む。ただし、医療法人、普通銀行、NPO等特別の法律によって設立される者(及びを除く。)は対象外。)

業 種	資本金の額又は出資の総額及び従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (から までの業種を除く。)	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 3 0 0 人以下
卸 売 業 (から までの業種を除く。)	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下
サービス業 (から までの業種を除く。)	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下
小 売 業 (から までの業種を除く。)	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 5 0 人以下
ゴム製品製造業	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 9 0 0 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 3 0 0 人以下
旅 館 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 2 0 0 人以下
中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体 (事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、 協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会)	
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は 間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が から までのいずれかに該当する 者であるもの	

上記の業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。

《問い合わせ先》

中小企業診断士制度（各種申請書類提出先）について

- ・中小企業庁経営支援部経営支援課中小企業診断士担当

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3501-1763

各種申請書類の送付にあたっては、配達記録郵便等（平成21年3月1日以降は、「特定記録郵便等」）の利用を奨励いたします。（別途、中小企業庁のホームページに掲載しております各種申請書類等送付先ラベルを御活用ください。）

最新の問い合わせ先は、中小企業庁のホームページより御確認願います。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>

中小企業診断士試験について

- ・（社）中小企業診断協会 電話 03-3563-0851

登録養成機関（平成20年12月現在）

- ・法政大学大学院 電話 03-3264-4341
- ・中京大学大学院 電話 052-835-7991
- ・（財）社会経済生産性本部 電話 03-3409-1129
- ・（株）日本マンパワー 電話 03-5294-5040
- ・名古屋商科大学大学院 電話 052-203-8111
- ・（社）中部産業連盟 電話 052-931-5123
- ・東海学園大学大学院 電話 0561-36-5555

登録実務補習機関（平成20年12月現在）

- ・（社）中小企業診断協会 電話 03-3563-0851

登録理論政策更新研修機関（平成20年12月現在）

- ・（社）中小企業診断協会 電話 03-3563-0851
- ・（株）実践クオリティシステムズ 電話 048-985-8255
- ・（株）経営教育総合研究所 電話 03-3221-7610
- ・（株）あきない総合研究所 電話 03-5777-0022

養成課程 及び 理論政策研修について

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校東京校

電話 042-565-1170